

第1章 避難実施要領のパターンの概要

第1章 避難実施要領のパターンの概要

1 避難実施要領のパターン作成の目的等

国民保護法第61条において、市町村長は避難の指示があったときは避難実施要領を定めることとされている。避難実施要領は、避難誘導に際して避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動にあたる関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものである。

この「避難実施要領のパターン（以降「本パターン」とする）」は、豊見城市国民保護計画に基づきあらかじめ基本となる複数の避難実施要領のパターンを示すとともに、住民の避難誘導において市がとるべき基本的な行動を定めるものである。

実際に国民保護事態が起きた場合には、その規模や避難方法、発生場所や時間等の条件も異なることが考えられることから、本パターンがそのまま適用できるものではないが、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成することが重要であり、そのため、今後の状況の変化や関係機関による研究、訓練による検証結果等を踏まえ内容の見直しを行うものとする。

なお、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとする。

■ 国民保護法第61条で規定されている項目（避難実施要領の策定）

- ①避難の方法に関する事項
- ②避難住民の誘導に関する事項
- ③避難の実施に関し必要な事項

■ 市町村国民保護モデル計画（消防庁）において列挙している事項

- ①要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ②避難先
- ③一時集合場所及び集合方法
- ④集合時間
- ⑤集合にあたっての留意事項
- ⑥避難の手段及び避難の経路
- ⑦職員の配置等
- ⑧高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨要避難地域における残留者の確認
- ⑩避難誘導中の食料等の支援
- ⑪避難住民の携行品、服装
- ⑫避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

2 避難実施要領のパターンの構成

本パターンは、以下の構成となる。

- 第1章 避難実施要領のパターンの概要
- 第2章 避難措置に係る基本的事項
- 第3章 避難実施要領のパターン
- 第4章 避難実施要領作成の留意事項